

平成20年度

科学研究費補助金公募要領

【特別研究促進費（年複数回応募の試行）】

〈今回募集する研究計画の応募資格者の範囲〉

本公募要領により募集する科学研究費補助金の応募資格者は、次の者に限定しております。

- 1 研究者名簿の登録最終締切日（平成19年10月19日）の翌日以降、新たに科学研究費補助金の応募資格を得た者（新たに研究者番号を取得する必要がある者）
- 2 研究者名簿の登録最終締切日（平成19年10月19日）の翌日以降に、再び科学研究費補助金の応募資格を得た者
- 3 平成19年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、平成19年11月に受付が行われた科学研究費補助金に応募できなかった者

※ 既に研究者番号を取得している者については、上記「2」又は「3」に該当する者だけが応募することができますので、それ以外の者は、昨年11月の応募の有無に関わりなく応募してはなりません。

平成20年2月27日
文部科学省

募集の趣旨

今回の募集は、昨年 9 月に公募を行い 1 1 月に受付を行った例年の募集とは別に行うもので、昨年 1 1 月の受付後、応募資格を得た者及び平成 1 9 年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、昨年 1 1 月に応募できなかった者を対象として行うものです。

科学研究費補助金は、これまで例年 1 回、補助金を交付する年度の前年の 1 1 月に応募を受け付け、6 月に補助金を交付しておりますが、迅速かつ機動的な研究助成を行う観点から、年複数回応募を実現していくため、応募資格者を上記の者に限定して、昨年度に引き続き、年複数回応募を試行するものです。

なお、今回募集する研究計画が採択された場合には、「特別研究促進費」により研究費を措置しますが、募集する研究計画は、「基盤研究（C）」に相当するものです（3 7 歳以下の研究者が一人で行う研究計画については、審査の際に配慮することとしています）。

目 次

I 今回の公募の内容

1	公募する研究計画	1
2	応募資格	1
3	補助金の適正な使用等	2
4	研究組織	4
5	経費	5
6	公募の対象とならない研究計画	5
7	審査希望分野の選定	5
8	重複応募の取り扱い（重複応募の制限）	6
9	個人情報の取扱等	6
10	審査の方法・着目点等	6
11	応募から交付までのスケジュール	7
12	突発的に発生した災害などに関する緊急の研究の取り扱い	7
別表1	「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」及び「若手研究（スタートアップ）」 に関する重複応募の制限	8
別表2	平成20年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表	9
別表3	「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	11

II 科学研究費補助金の概要

1	科学研究費補助金の目的・性格	27
2	研究種目	27
3	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	28
4	科研費に関するルール	28

III 応募書類の作成・応募方法等

1	電子申請システムを利用した応募	29
2	応募書類の作成	29
3	応募方法	29

IV 研究機関が行う事務

1	応募資格の確認	31
2	研究代表者への確認	31
3	応募に係る手続	31
4	科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条により文部科学大臣が指定した研究機関の 変更等の届出	32
5	応募書類の取りまとめ	32
6	応募書類の提出等	32
(別添)	電子申請システムを利用した応募の手続	33

V 参考資料

1	平成19年度科学研究費補助金の交付状況	36
2	予算額等の推移	38
3	研究種目一覧	39

問い合わせ先	40
--------	----

〈別冊〉

平成20年度科学研究費補助金公募要領「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」
（応募書類の様式・記入要領）

研究者が作成する様式

○研究計画調書

〈前半部分・応募書類（Web入力項目）〉

- ・ 応募情報（Web入力項目）（「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」作成・入力要領
- ・ 応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）

〈後半部分・応募内容ファイル（添付ファイル項目）〉

- ・ 様式S-1-15 「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」 研究計画調書作成・記入要領
研究計画調書様式

○研究分担者承諾書

- ・ 様式C-1-1 研究分担者承諾書（他機関用）
- ・ 様式C-1-2 研究分担者承諾書（同一機関用）

I 今回の公募の内容

1 公募する研究計画

(1)「基盤研究（C）」相当の研究計画

①対 象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画

②応募総額 500万円以下

③研究期間 3～5年間

※1 平成20年4月1日現在で37歳以下の研究者（昭和45年4月2日以降に生まれた者）が一人で行う研究計画については、審査の際に配慮することとしています。

※2 研究期間の1年度目は、「特別研究促進費」から研究費を措置しますが、2年度目以降は、「基盤研究（C）」から研究費を措置します。また、2年度目以降間接経費（注）を措置します。

（注）間接経費は、研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費（配分額）の30％に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。

2 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、所属する研究機関（注）において前年の研究者名簿の登録最終締切日（平成19年10月19日）の翌日以降に、次の①～④のすべての要件を満たした者、及び平成19年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、次の①～④のすべての要件を満たしていても、平成19年11月に応募できなかった者です。

また、応募時点において応募者が上記の者であることを所属する研究機関において確認されていることが必要です。

既に研究者番号を有している者については、研究者名簿の登録最終締切日（平成19年10月19日）の翌日以降に、再び次の①～④のすべての要件を満たした者、及び平成19年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、平成19年11月に応募できなかった者だけが応募することができますので、それ以外の者は、昨年11月の応募の有無に関わりなく応募してはなりません。また、昨年11月の応募書類の提出時に、現在所属する研究機関とは別の研究機関に所属し、既に研究者番号を有していた者も、昨年11月の応募の有無に関わりなく応募してはなりません。

<研究者に係る要件>

- ① 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）
- ② 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）

<研究機関に係る要件>

- ③ 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ④ 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

（注）科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

(2) 応募する研究者（研究代表者）

今回募集する研究計画への応募は、応募資格を有する者が研究代表者（4 研究組織(1)参照）となって行ってください。

(3) 複数の研究機関に所属する研究者

複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれか1つの研究機関から応募してください。

(4) 科学研究費補助金研究者名簿への登録

今回募集する研究計画に応募しようとする研究代表者、研究分担者及び連携研究者（3頁「4 研究組織」参照）は、応募書類の提出期限時に応募資格を有する者であって、かつ科学研究費補助金研究者名簿（以下、「研究者名簿」という。）に登録されている者でなければなりません。

また、既に研究者名簿に登録されている者であっても、「所属」、「職」等に修正すべき事項がある場合には、研究者名簿に正しい情報を登録する必要があります。

なお、研究者名簿は、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。詳細については、<http://www.e-Rad.go.jp/>を参照。）が本年1月から運用を開始したことに伴い、その登録方法等が大幅に変更されました。e-Radに登録されている研究者情報の中から、「科学研究費補助金の応募資格有り」と登録されている研究者情報を文部科学省研究振興局学術研究助成課が取り込み、作成することになりますので、科学研究費補助金に応募しようとする研究者が所属する研究機関（以下、「所属する研究機関」という。）は、平成20年2月27日付け19振学助第43号「科学研究費補助金研究者名簿について（通知）」に基づき、**平成20年4月18日(金)まで**に研究者情報の登録及び確認等、所定の手続きをe-Radにより下記の点に留意して必ず行ってください。

- ・所属する研究機関によるe-Radへの所定の手続きが期日までに終わっていない場合、応募することが出来ませんので、十分注意してください。
- ・e-Radの利用には、事前の手続きが必要となります。所属する研究機関は、e-Rad運用担当宛に所属研究機関登録申請を行い、電子証明書及びログインID・パスワードを取得の後、e-Radを利用してください。
- ・平成19年10月19日までに研究者名簿に登録されている研究者は、e-Radの研究者情報に「科学研究費補助金の応募資格有り」として登録されていますので、所属する研究機関は、正しい情報が登録されているか、必ずe-Radにより確認し、必要に応じ更新等を行ってください。
- ・平成20年4月18日（研究者情報登録等締切日）から5月16日（応募書類提出締切日）までに応募資格を有する予定の者や、異動する予定の者についても、4月18日までに所定の手続きをe-Radにより行ってください。

3 補助金の適正な使用等

(1) 補助金の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）にしたがい、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、補助金の不正な使用等を行わないことを確認します。

また、科研費の適正な使用に資する観点から、補助金の管理は、研究者が所属する研究機関がこれを行うこととされており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）が定められています。採択後にこれらのルールが適用されることを十分ご理解の上、応募してください。

なお、各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づく体制整備を求めていることとして、応募書類の提出と合わせて報告書の提出を求めることとしています。この報告書の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません（平成19年度において、既に同報告書を提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。また、提出があった場合であっても、平成19年5月31日付け文部科学省科学技術・学術政策局長通知で示された「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、科学研究費補助金を交付しないことがあります。

(2) 応募資格の停止（交付対象からの除外）

応募資格を有する研究者であっても、科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用。以下同じ。）を行った研究者等については、①から③のとおり、一定期間、補助金を交付しないこととしています。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、①から③に該当する者として取り扱います。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があります。

① 不正な使用又は不正行為を行った研究者の場合

- ・他の用途への使用を行っていない場合には、補助金を返還した年度の翌年度及び翌々年度
- ・他の用途への使用を行っていた場合には、補助金を返還した年度の翌年度から程度に応じて2～5年
- ・不正な使用を行った研究者と共同して研究を行っていた研究代表者及び研究分担者の場合（平成16年度以降交付の科研費に適用）、不正な使用を行った研究者が他の用途への使用を行っていたか否かにかかわらず、補助金を返還した年度の翌年度（新規の研究課題のみ対象）
- ・不正行為があったと認定された場合（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）、当該不正行為があったと認定された年度の翌年度から程度に応じて1～10年

なお、不正行為があったと認定された研究課題については、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還が求められます。

② ①における他の用途への使用を共謀した研究者の場合

- ・補助金を返還した年度の翌年度から、他の用途への使用を行った研究者と同一の期間

③ 不正に科研費を受給した研究者の場合（共謀した者を含む。）

- ・補助金を返還した年度の翌年度から5年間

(3) 関係法令等に違反した場合の取扱

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

4 研究組織

研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に規定された補助事業者にあたり、不正な使用等を行った場合は応募資格の停止（交付対象からの除外）の対象となります（2頁参照）。

(1) 研究代表者

- ① 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

- ② 研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者（(2)参照）、連携研究者（(3)参照）及び研究協力者（(4)参照）とともに研究組織を構成することができます。

- ③ 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書（他機関用）」を、同じ研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書（同一機関用）」を必ず徴し、保管しておかなければなりません。

(2) 研究分担者

- ① 研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者で、応募資格を有し、分担金の配分を受ける者でなければなりません。ただし、研究分担者のうち研究代表者と同一の研究機関に属する者については、分担金を配分せずに管理しても構いません。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。

- ② 研究遂行上の研究分担者と、科研費の事業遂行上の研究分担者の定義は、必ずしも一致しません。

すなわち、研究遂行上の研究分担者は、明確な定義はありませんが、一般には、研究代表者と共同して論文執筆等の研究活動を行うという趣旨での「共同研究者」の意味で用いられることがあります。一方、科研費の研究分担者は、科研費が支援する補助事業において、主たる補助事業者としての研究代表者と協力しつつ、従たる補助事業者として事業遂行責任を担い、当該研究を主体的に行うものであり、補助金制度上の定義に基づきます。

(3) 連携研究者

- ① 連携研究者は、研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する者で、応募資格を有する者でなければなりません。

- ② 連携研究者は、補助事業者ではないため、主体的に補助金を使用することや、分担金を受けること、また研究代表者と交替して研究代表者になることはできません。

(4) 研究協力者

研究協力者は、研究代表者、研究分担者及び連携研究者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者で、必ずしも応募資格を有する必要はありません。

（例：日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、応募資格を有しない企業の研究者 等）

5 経費

(1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象とします。

注．研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「謝金等」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

(2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ①建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）
- ②研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費
- ③補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④その他、間接経費（注）を使用することが適切な経費

注．研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。

(3) 研究分担者に配分する分担金

研究代表者は、異なる研究機関に所属する者を研究分担者とする場合には、分担金を配分しなければなりません。ただし、研究分担者のうち研究代表者と同一の研究機関に属する者については、分担金を配分せずに管理しても構いません。

(4) 補助金の使用に当たっての留意点

応募に当たっては、研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して科研費を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

6 公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ① 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- ② 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ③ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- ④ 業として行う受託研究
- ⑤ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が 10万円未満の研究計画

7 審査希望分野の選定

応募に際しては、次の8分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選定するとともに、別表2「平成20年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表」（9～10頁参照）から、最も関連が深いと思われる細目を1つ必ず選定してください。

審査希望分野	人文社会科学	理 工	生 物
	①人文学、②社会科学	③数物系科学、④化学、⑤工学	⑥生物学、⑦農学、⑧医歯薬学

8 重複応募の取り扱い（重複応募の制限）

(1) 一人の研究者が今回募集する研究計画に研究代表者として応募できる研究課題数は、1 課題です。

(2) 「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、競争的資金の不合理な重複又は過度の集中を避けるために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することになります。また、不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがあります。

(3) **他の研究種目との重複応募の制限**

本研究種目に応募する場合には、平成 20 年 2 月 27 日付けで日本学術振興会から通知された「平成 20 年度科学研究費補助金公募要領（若手研究（スタートアップ）」により募集する研究種目に応募してはなりません。

他の研究種目との重複応募の制限について整理すると、別表 1 「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」及び「若手研究（スタートアップ）」に関する重複応募の制限（8 頁）のとおりとなります。

なお、本研究種目で採択された研究課題の 2 年目以降は、「基盤研究（C）」から研究費を措置することとしています。

(4) 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が、複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複応募の制限は、当該研究者（研究代表者又は研究分担者）に着目して適用されます。

(5) 平成 19 年 10 月 1 日付けで日本学術振興会が通知した「平成 20 年度科学研究費補助金公募要領（奨励研究）」により「奨励研究」（注）に応募した者が、応募書類提出後、本公募要領で定める応募資格を有し、応募書類を提出した場合には、「奨励研究」の応募研究課題が採択された場合であっても、当該研究課題に係る補助金は交付しません。

（注）「奨励研究」とは、教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が一人で行う研究を対象とします。

(6) 日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」は、今回募集する研究計画には応募してはなりません。

ただし、「特別研究員」及び「外国人特別研究員」が、平成 20 年 4 月 2 日から応募書類の提出期間までの間に、「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」の応募資格を有した場合（「特別研究員」及び「外国人特別研究員」の資格は喪失）には、本研究種目への応募は可能ですが、本研究種目が採択された場合には、交付内定通知受領後直ちに、既に交付を受けている特別研究員奨励費の使用を中止し、返還の手続きを行わなければなりません。

9 個人情報の取扱等

応募書類に含まれる個人情報は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費補助金の業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）及び内閣府の「政府研究開発データベース」に提供する予定です。

なお、採択された研究課題については、報道発表資料及び国立情報学研究所のデータベース等により研究課題名、研究代表者氏名、交付予定額等を公開します。

また、採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報は、日本学術振興会審査委員候補者データベースに必要な応じて登録し、このデータベースの更新依頼は、毎年、研究代表者が所属する研究機関を通じて行います。

10 審査の方法・着目点等

「評価ルール」（科学研究費補助金「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」の審査要綱）は、文部科学省の科学研究費補助金ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/mai_n5_a5.htm）に掲載しています。

1 1 応募から交付までのスケジュール

平成20年	2月27日	公募
	4月18日	研究者情報登録等締切日
	5月16日	応募書類提出締切日
	6月～8月	審査
	8月中旬	交付内定
	9月上旬	交付申請
	9月中旬	交付決定
	9月下旬	補助金の送金

1 2 突発的に発生した災害などに関する緊急の研究の取り扱い

応募書類の提出時には予想できなかった研究課題（突発的に発生した災害に関する研究など）であり、かつ、平成20年度に実施しなければならない緊急の研究課題（早急に研究を開始しないと対象が滅失してしまう研究など）であって、極めて重要なものが発生した場合には、文部科学省研究振興局学術研究助成課（電話03-6734-4095）に、研究機関を通じて連絡・相談してください。